

仕 様 書

国立大学法人滋賀医科大学教職員雇入時健康診断業務請負 一式

令和6年12月

国立大学法人滋賀医科大学

# 仕 様 書

## 1. 請負業務の表示

国立大学法人滋賀医科大学教職員雇入時健康診断業務請負 一式  
(内訳)

### 1. 教職員雇入時健康診断

- 1-1) 雇入時健康診断 (4月～3月採用者)
- 1-2) 雇入前健康診断 (翌年度4月採用者)

## 2. 契約期間

契約期間は令和7年3月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

## 3. 請負の内容

### ① 健康診断の実施 (内容については別紙、健康診断検査項目一覧のとおりとする。)

- a. 教職員における健康診断は、国立大学法人滋賀医科大学教職員労働安全衛生管理規程第24条第1項に規定する雇入時健康診断として、労働安全衛生規則第43条に基づき実施すること。
- b. 健康診断の実施に際しては、履行期間内及び定められた受検時間に実施するため、必要な健診車及び検査機器等を配備し、併せて問診を行う医師、採血を行う看護師など必要な人員(名札付帯)を本学職員(以下、本学担当者という。)と相談の上派遣すること。
- c. 各検査に必要な問診票及び尿検査、血液検査の実施に伴う消耗品については、本学の指定する日に必要数量を用意し、個人ごとの封筒に入れ封をして本学の指定する日に納品すること。問診をオンラインで実施する場合は、教職員等への案内等を本学担当者と相談の上行うこと。
- d. 健康診断の実施に際し、検査に必要な器具等については、検査当日に必要な数量を請負者の負担において請負者が用意すること。
- e. 各検査の受付及び受付用具の準備は、請負者が行うこと。
- f. 健康診断会場の設営及び後片づけは請負者が行い、本学担当者の確認を受けること。
- g. 使用済みの器具類の処分・廃棄については、請負者の責任において請負者の負担で行うこと。

### ② 健康診断結果の記録及び報告

健康診断の結果については以下の方法で健康診断実施後、21日以内に記録の提出及び報告するものとする。ただし、令和9年3月受検分については令和9年3月31日までに提出及び報告するものとする。

#### a. 個人宛通知票

個人別に出力し、表から所属・氏名が確認できること。さらに、第三者が見ることができないように厳封した用紙であること。

オンラインでの個人票出力を採用している場合は、本学担当者に事前に相談し、セキュリティを担保したうえで受検者本人のみが閲覧・印刷できる方法を用いて運用すること。

#### b. 一覧帳票 (1冊)

#### c. 電子媒体による報告

本学が事前に提供する受検者の基本データ(米国Microsoft社製Excel(以下、Excelという。))

で作成)に、付随する全ての検査結果データを作成すること。

Excel (CSV 形式) で読み込みができるデータであること。なお、報告に際しては本学で実施した検査項目のみ CD-R 等の電子媒体に保存し、本学へ提出すること。

また、年度毎に教職員についての XML データを作成し、本学へ提出すること。

- d. 上記報告は、各検査の終了後、速やかに行うこと。なお、所見が確認された受検者に関する報告は、所見確認後直ちに本学保健管理センター医師 (以下、本学医師という) に行うこと。

### ③ 健康診断結果データの管理

請負者は以下の機能を有する健康診断結果のデジタルデータを提供するものとする。

- a. 健康診断データの経年管理ができること。
- b. Excel データに加工できること。
- c. 必要に応じて過去の健康診断データの入力を依頼することがあるので、対応できること。
- d. 米国 Microsoft 社製 Windows11 以降の OS で動作が可能なこと。
- e. X 線直接撮影結果は請負業者が最低 5 年間保管し、本学の要請があれば、デジタルデータにて提供すること。

## 4. 実施場所

### 1-1) 雇入時健康診断 (4 月～3 月採用者)

- ・国立大学法人滋賀医科大学 (大津市瀬田月輪町) とする。実施期間内に受検できない場合等、本学の要請があれば、請負者施設 (受検地は滋賀県又は、京都市内) での受検ができるものとする。
- ・国立大学法人滋賀医科大学 (大津市瀬田月輪町) での実施については、受検対象者は 20 名以上とする。20 名に満たない場合も、本学の要請により双方の協議のうえで実施する場合がある。

### 1-2) 雇入前健康診断 (翌年度 4 月採用者)

- ・国立大学法人滋賀医科大学 (大津市瀬田月輪町) とする。実施期間内に受検できない場合等、本学の要請があれば、請負者施設 (受検地は滋賀県又は、京都市内) での受検ができるものとする。

## 5. 実施時期

### 1-1) 雇入時健康診断 (4 月～3 月採用者)

- ・4 月採用者のうち一部対象者及び 5 月～3 月の時期に採用された教職員等の雇入時健康診断については、1 年のうちで概ね 1～3 月に一度、指定する 1 日で実施するものとし、実施日に受検することができない教職員等には、請負者の施設にて健康診断項目を受けることができるものとする。

### 1-2) 雇入前健康診断 (翌年度 4 月採用者)

- ・3 月中の指定する期間で実施することとし、実施期間内に受検することができない教職員等には、同年 1～3 月中に請負者の施設にて健康診断項目を受けることができるものとする。
- ・令和 7 年度については、令和 7 年 3 月中の指定する日程で実施するものとし、実施期間内に受検することができない教職員等には、同年 3 月中に請負者の施設にて健康診断項目を受けることができるものとする。

## 6. その他

- ① 請負者は、本仕様書に基づき常に適切な管理をし、誠実に業務を遂行しなければならない。
- ② 請負者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報保護法に基づき一切外部へ漏らさぬよう、管理に当たっては責任を持って保護しなければならない。
- ③ 請負者は、健康診断の検査等の実施にあたり最善の注意を払うものとする。万一、過失等により受検者に損害を与えた場合は、その損害の賠償責任を負わなければならない。
- ④ 請負者は、令和5年度の臨床検査精度管理調査において、社団法人全国労働衛生団体連合会により実施されたもので総合評価が90点以上、又は公益社団法人滋賀県臨床検査技師会により実施されたものでA評価を得ている者、若しくは同会と同等以上の機関で同評価を得ている者でなければならない。
- ⑤ 請負者は、本仕様書に基づき、実施内容、方法及び血液検査等の精度性等について、事前に本学医師又は指定する本学担当者と打ち合わせを行わなければならない。
- ⑥ 追加項目の血液検査（ウイルス学検査、細胞性免疫検査及び血液一般）においては採血業務のみとし、本学が用意する採血管（必要本数分）を用いて検体を本学保健管理センターへ納品するものとする。ただし、本学からの要請で検査業務を含めて実施する場合は、継続的な判定を要するため、本学附属病院と検査請負契約をしている検査業者に委託するものとし、契約期間中は検査業者を変えないものとする。
- ⑦ 身長・体重・BMIにおいては、腹囲対象者を特定するため、その場で結果のわかる機器を使用するものとする。
- ⑧ 受検する教職員等のうち一部の検査項目のみ受検する場合は、別途本学担当者より通知するものとする。
- ⑨ 請負者は、受検対象者が迅速に受検できるよう実施方法について検討し、また、本学担当者に協力しなければならない。
- ⑩ 請負者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の遂行にあたり当然に実施すべきものについては、契約金額の範囲内で実施しなければならない。
- ⑪ 請負者は、健康診断実施後に実施についての問題点、次回健診に向けての変更点等を本学担当者と打合せ、変更事項について対応するものとする。
- ⑫ その他本仕様書に明記されていない点及び不明な点については、双方協議の上で実施するものとする。